

地域共生社会の推進について ～障害児者への支援～

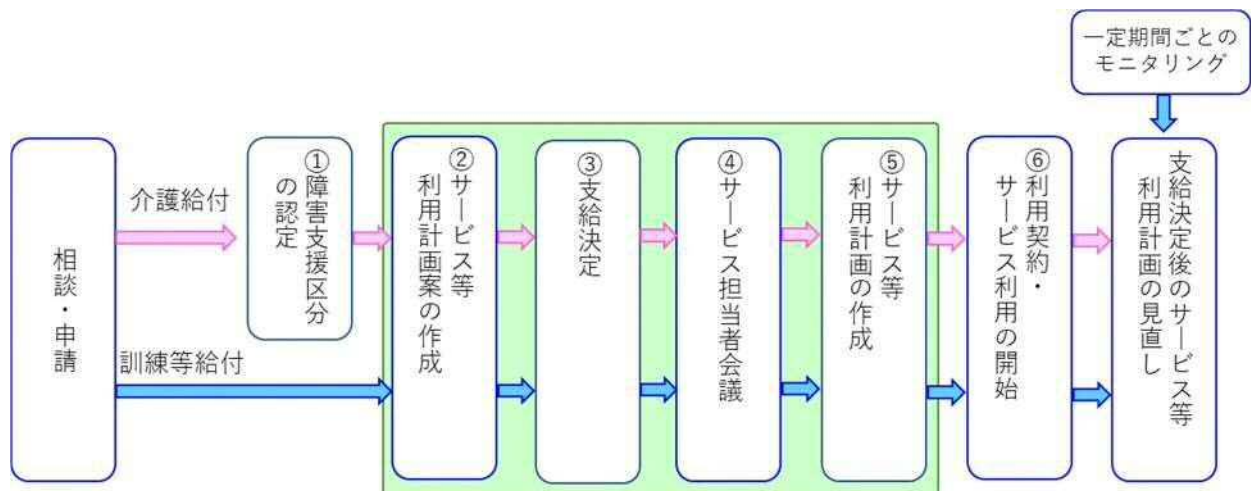
1. 障害者総合支援法および児童福祉法の趣旨

地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するため、「障害者総合支援法」が平成24年6月27日に公布された。また「児童福祉法」は、すべての子どもを対象とした福祉の保障および健全育成という理念を掲げている。

区では、障害のある方や障害のある児童とその家族が地域で安心して暮らし続けることができるよう、「障害者総合支援法」および「児童福祉法」に基づくサービス等を提供し総合的に支援している。

2. 障害福祉サービスの利用について

(1) サービス利用までの大まかな流れ



※ 障害支援区分とは、障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分のこと

(2) 利用者負担について

サービスを利用した場合、利用者は所得区分に応じて負担上限月額が設定されており、それ以内で定率1割を基本とした利用者負担金を事業者・施設に支払い、区は事業者・施設に対して給付費を支払う。

3. 障害児者を対象としたサービス体系について

障害福祉サービスは、勘案すべき事項（障害の種別や程度、心身の状況、本人の意向、介護者の状況等）およびサービス利用計画案を踏まえ、個々に支給決定が行われる「障害福祉サービス」等と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況等、地域の実情に合わせてサービスを行う「地域生活支援事業」に大別される。

障害児については、その他児童福祉法に定めるサービスがある。

障害者総合支援法

自立支援給付

障害福祉サービス

介護給付

障害程度が一定以上の人に、生活上または療養上の必要な介護を行う。

- 居宅介護
- 同行援護
- 療養介護
- 短期入所
- 重度訪問介護
- 生活介護
- 施設入所支援等

訓練等給付

障害のある方が地域で生活を行うために、一定期間、訓練的支援を行う。

- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- 就労移行支援
- 就労継続支援（A型・B型）
- 共同生活援助（グループホーム）等

自立支援医療

医療機関にかかるときの費用負担を軽減する。

- 育成医療（18歳未満）
- 更生医療（18歳以上）
- 精神通院医療

補装具

身体機能を補うことや、身体機能の代わりとなる装具を製作・修理・貸与する。

- 車いす、補聴器、義手、義足等

相談支援

- 基本相談支援
- 計画相談支援

地域生活支援事業

地域の特性や利用者の状況等、地域の実情に応じた事業を行う。

- 相談支援事業（基幹相談支援センター等機能強化事業、一般的な相談）
- 移動支援事業
- 意思疎通支援事業（手話通訳、要約筆記等）
- 地域活動支援センター事業
- 日中一時支援事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 住宅設備改善給付事業
- 日常生活用具給付事業（日常生活上の困難を改善する機器を支給）等

障害のある人・障害のある子ども

児童福祉法

障害児通所支援

日常生活における基本動作の指導や集団生活へ適応するための訓練等により、子どもの発達・発育を促す。

- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援
- 医療型児童発達支援

障害児相談支援

障害のある子どもが障害児通所支援を利用する前に、障害児支援利用計画を作成し、一定期間、モニタリングを行う。

- 障害児支援利用援助
- 継続障害児支援利用援助